

E i w a N e w s

消費税軽減税率について（その4）

令和元年 9月
(No. 170)

10月1日より、消費税率の10%への引き上げ及び軽減税率制度が開始されます。
本誌No. 159・161・167でも同テーマについてご紹介しておりますが、再度、留意点等をご紹介いたします。

[1] 改正の概要

今回の改正で、10月1日より消費税及び地方消費税を合わせた税率が、標準税率の10%（消費税7.8%、地方消費税2.2%）と、軽減税率の8%（消費税6.24%、地方消費税1.76%）の複数税率になります。なお、軽減税率は、次の（1）及び（2）の品目の譲渡が対象となります。

- (1) 飲食料品（酒類、外食等を除く）
- (2) 週2回以上発行される新聞（定期購読に基づくもの）

[2] 軽減税率対象物品の範囲

- (1) 飲食料品（酒類、外食等を除く）

飲食料品とは、食品表示法に規定する「食品」（酒類を除く）で、「人の飲用又は食用に供されるもの」をいいます。なお、外食やケータリング（相手方の指定した場所において行う加熱、調理、又は給仕等の役務を伴う飲食料品の提供）は、「飲食料品の譲渡」に含まれません。

- (2) 週2回以上発行される新聞（定期購読に基づくものに限る）

週2回以上発行される新聞とは、一定の題号を用いて、政治・経済・社会・文化等に関する一般社会的事実を掲載する定期購読の新聞で、配達してもらうものをいいます。なお、いわゆるスポーツ新聞や各業界新聞なども上記に該当するものであれば、軽減税率が適用されます。

[3] 個別事例

国税庁HPの「消費税の軽減税率制度に関するQ&A（個別事例編）」に掲載されているものの中からいくつかご紹介いたします。

(Q1) ウォーターサーバーのレンタル及びウォーターサーバー用の水の販売

〈A1〉 ウォーターサーバーのレンタルは資産の貸付けであり、「飲食料品の譲渡」に該当せず、軽減税率の適用対象となりません。しかし、ウォーターサーバーで使用する水は「飲料」に該当するため、軽減税率の対象となります。

(Q2) コンビニエンスストアのイートインスペースでの飲食

〈A2〉 イートインスペースを設置している店舗において、例えば、トレイや返却が必要な食器に入れて飲食料品を提供する場合などは「食事の提供」に該当するため、「飲食料品の譲渡」に含まれず、軽減税率の対象となりません。

また、ホットスナックや弁当など店内で飲食するか否かにかかわらず、持ち帰り用の容器等に入れて販売する場合には、顧客に対して店内飲食か否かの意思確認を行うなどの方法で対応することとなります。

(Q3) 割り箸を付帯した弁当、ストローを付帯した飲料等

〈A3〉 飲食料品に食器具等（弁当に付帯する割り箸や楊枝、スプーン、お手拭き、飲料に付帯するストローなど）を付帯して販売する場合、これらの食器具等は、通常、その飲食料品を飲食する際にのみ用いられるものであるため、その販売は、これらの食器具等も含めて「飲食料品の譲渡」に該当し、軽減税率の対象となります。

(Q4) コンビニエンスストアで販売する新聞・電子新聞

〈A4〉 軽減税率の対象となる新聞は、配達される新聞をいうため、コンビニエンスストアで販売する新聞、及びインターネットを通じて配信される電子新聞は、軽減税率の対象となりません。

(Q5) 小規模事業者等の注意点

〈A5〉 取引先の経理処理の関係上、3万円未満の少額取引についても、軽減税率対象資産の譲渡等か否か等の表示を求められることもあると考えられたため、レジの改修等の対応が必要となります。

「消費税の軽減税率制度に関するQ&A（個別事例編）」については、下記URLより閲覧することができます。

https://www.nta.go.jp/taxes/shiraberu/zeimokubetsu/shohi/keigenzeiritsu/qa_03.htm

[4] 帳簿及び請求書等の記載と保存

軽減税率対象品目の売上げや仕入れがある事業者は、これまでの請求書等の記載事項に加え、税率ごとの区分を追加した請求書等（区分記載請求書等）の交付や記帳等の経理が必要となります。

期間	帳簿への記載事項	請求書等への記載事項
令和元年9月30日まで 【請求書等保存方式】	①課税仕入れの相手方の氏名又は名称 ②取引年月日 ③取引の内容 ④対価の額	①請求書発行者の氏名又は名称 ②取引年月日 ③取引の内容 ④対価の額 ⑤請求書受領者の氏名又は名称 (※1)
令和元年10月1日から 令和5年9月30日まで 【区分記載請求書等保存方式】 (※2)	(上記に加え) ⑤軽減税率の対象品目である旨	(上記に加え) ⑥軽減税率の対象品目である旨 ⑦税率ごとに区分して合計した税込対価の額

※1 小売業等不特定多数の者と取引する事業者が交付する請求書等には、記載を省略できます。

※2 従前と同様、3万円未満の少額な取引や自動販売機からの購入など、請求書等の交付を受けられなかったことにつきやむを得ない理由があるときは、所要の帳簿の保存のみで仕入税額控除の要件を満たすこととなります。

ご不明な点がございましたら、お気軽に弊社事務所までご連絡くださいますよう、
よろしくお申し上げます。